

毎週火、金曜日(但し休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆公告 昭和三十七年度二級技能検定試験

目 次

職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第二十
五条及び職業訓練法施行令(昭和三十三年政令第百九十九号)第二条の規定により、昭和三十七年度の家具工並
びに建築塗装工の二級の技能検定の試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年九月十五日

鳥取県知事 石破二朗

一 檢定職種及び試験科目

建築塗装工
7 6 5 4 3 2 1 実技
塗装作業
材料
機器及び設備
色彩
安全衛生
6 5 4 3 2 1 実技
塗装作業
材料
機器及び設備
色彩
安全衛生

試験に分け、それぞれ次の試験科目について行なう。

検定職種	試験科目	
	第一次試験	第二次試験
家具工	1 実技 2 学科 3 仕様及び積算 4 設計 5 安全作業法	1 選択実技 指物製作作業 2 椅子製作作業

二 学 科	実技	
	1 実技 塗装作業	2 学科 塗装作業
材料	1 実技 塗装作業	2 学科 塗装作業

二 試験の実施期日

検定職種	試験の区分	試験の実施
家 具 工	第一次試験	昭和三十七年十一月十八日(日) 午前九時から午後五時まで
建築塗装工	第二次試験	昭和三十八年二月一日(金)から 昭和三十八年三月十日(日)まで の間において指定する日

00130
(第3種郵便物認可)

2

昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第78号

00131

(第3種郵便物認可)

3 昭和37年9月15日 土曜日 鳥取県公報(号外) 第78号

検定職種に関して七年以上の実務の経験を有する者

(三) 揭げるもの

イ 大学、短期大学又は旧専門学校の卒業者で次に

勅令第三百八十八号による大学を含む。) 又

は外国の学校で大学と同等以上と認められるも

のにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業

した者

ロ 短期大学若しくは外国の学校で短期大学と同

等以上と認められるもの又は旧専門学校令(明

治三十六年勅令第六十一号)による専門学校に

おいて検定職種に関する学科を修めて卒業した

者で、その後一年以上の実務の経験を有するも

の

四 高等学校、旧中等学校等の卒業者で次に掲げるもの

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

による高等学校の専攻科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後一年以上上の実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校若しくは外国の学

校で高等学校と同等以上と認められるもの又は

旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に

よる実業学校(修業年限が五年であるもの及び

修業年限が三年以上で国民学校の高等科を修了

したこと又はこれと同等以上の学力を有すること

とを入学資格とするものに限る。)において検定職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ハ 学校教育法による高等学校の別科において検定職種に関する学科を修めて修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校又は外国の学校で高等学校と同等以上と認められるものを卒業した者で、検定職種に関するその後四年以上の実務

1 次の各号の一に該当する者は、第一次試験を受けることができる。

(一) 公共職業訓練又は認定職業訓練(旧職業補導又

は旧技能者養成等を含む。)修了者で次に掲げるもの

イ 検定職種に関し、基礎的な技能に関する公共

職業訓練であつて訓練期間及び訓練時間の基準

がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ロ 検定職種に関し、旧公共職業補導所における職業補導であつて訓練期間の基準が一年であるものを修了した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

ハ 検定職種に関する技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第百三十一号)による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

二 検定職種に関し、職業訓練法による改正前の労働基準法による技能者養成を修了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

ホ 検定職種に関し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第百三十一号)による技能者の養成を終了した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

二 実務経験者で次に掲げるもの

請書	第一回試験受験申	第二回試験受験申	第三回試験受験申	第四回試験受験申	第五回試験受験申	第六回試験受験申	第七回試験受験申
請書	第一次試験受験申	全部免除申請書及び第一次試験受験申	第一次試験受験申	第一次試験受験申	第一次試験受験申	第一次試験受験申	第一次試験受験申

- 3 受験申請書等の提出先
- 4 受験申請書等の受付期間

第一次試験及び第二次試験の受験申請書又は第一次試験全部免除申請書等は、鳥取市東町一丁目鳥取県商工労働部職業安定課に提出すること。

5 受験申請等に関する注意

(一) 受験申請書用紙及び第一次試験全部免除申請書用紙は、鳥取県商工労働部職業安定課又は職業訓練所及び関係同業組合で交付する。用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請用紙請求」というように朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。

(二) 受験申請書又は第一次試験全部免除申請書を郵送する場合は、書留郵便にし、封筒の表面に「二級技能検定第一次試験受験申請書在中」というよう朱書きし、あて先を明記した返信用封筒に十円切手をはつて同封すること。なお、郵送による受験申請書又は第一次試験全部免除申請書は締切日までの消印のあるものに限り受け付けける。

1 手数料の額

- (五) その他の者で次に掲げるもの
- イ 学校教育法による各種学校のうち労働大臣が指定するものにおいて検定職種に関する学科を修めて卒業した者であつて、その後労働大臣が定める年数以上の実務の経験を有するもの
 - ロ 労働大臣が別に定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の技能を有するものと認められる者
- 2 第二次試験は、第一次試験の合格者又は第一次試験の全部免除を受けた者に限り受験することができる。
- 3 試験の免除

1 第一次試験の全部免除

昭和三十六年度の家具工の二級の技能検定に合格した者であつて、昭和三十七年度の家具工の二級の技能検定を受験するものは、第一次試験の全部の免除を受けることができる。

2 第二次試験を受験する場合

- (一) 第二次試験を受験する場合
- イ 昭和三十七年度の第一次試験に合格した者
 - ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者
- にあつては、当該免除を受ける資格があることを証する書面

3 第二次試験受験する場合

- (一) 第二次試験を受験する場合
- イ 昭和三十七年度の第一次試験に合格した者
 - ロ 第一次試験の全部の免除を受けた者

2 第一次試験の一部免除

職業訓練指導員試験に合格した者又は職業訓練指導員免許を受けた者であつて、当該免許職種に相当する検定職種の技能検定を受験するものは、第一次試験のうち学科試験の免除を受けることができる。

6 受験の申請等の手続

- (一) 受験申請書類

二級の技能検定を受験しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (二) 第一次試験を受験する場合
- イ 二級技能検定第一次試験受験申請書
 - ロ 第一次試験の一部の免除を受けようとする者
- にあつては、当該免除を受ける資格があることを証する書面

1 受験申請書類

- (一) 第二次試験を受験する場合
- イ 昭和三十七年度の第一次試験に合格した者
 - ロ 第一次試験の全部の免除を受けた者

検定職種	第一次試験の手数料	第二次試験の手数料
建家 塗装工	四百円	千三百円

2 手数料の納付方法

第一次試験又は第二次試験の受験申請書の所定の欄に前表に掲げる額の鳥取県収入証紙をはつて納付する。その際、収入証紙に消印しないこと。
なお、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも手数料は返還しない。

八 合格等の通知

1 第一次試験合格者に対する通知

第一次試験合格者に対しては、昭和三十七年十二月下旬に書面で通知する。

2 第一次試験の全部免除者に対する通知

第一次試験の全部を免除する者に対しては、書面で通知する。

3 技能検定合格者に対する通知

技能検定合格者に対する合格通知は、昭和三十八年

五月中旬に合格証明書を交付して行なう。また、鳥取県公報にも氏名を公告する。

九 その他

二級の技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課又はもよりの職業訓練所に問い合わせること。

発行者 鳥取県鳥取市一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
〔定価 一部月額 二五〇円(配送料共)〕所

昭和四年四月一日第三種郵便物認可

発行日 火 金